

業 務 連 絡

令和2年12月3日

貨物自動車運送事業者 各位

秋田県貨物自動車運送適正化事業実施機関

巡回指導実施結果の共有について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当実施機関の巡回指導にご協力頂きまして誠にありがとうございます。

令和2年11月の指導実施結果を別紙にて取りまとめましたので、ご参照いただきますようお願い致します。

さて、今回は巡回指導で指摘件数が圧倒的に多い「特定の運転者に対して特別な指導を行っているか」を取り上げさせていただきます。

特定とは大きく分けて3つです。未経験で事業用自動車を運転する者、65歳以上の高齢者、事故惹起者のそれぞれに実施すべき内容が異なります。（※詳細は別添2）

教育を担当される運行管理者の方は、内容についてご存じかと思いますが巡回時に未実施や一部未実施の場合が多く散見されます。

教育以外にも業務全般を担われて日々ご多忙で大変とお察し致します。

しかし、教育は安全確保の要です。日々の積み重ねが無事故、無違反、災害ゼロに結びついて行きます。是非この機会に組織体制を見直し、従業員全員に教育内容と実施項目の周知徹底、そして漏れがないように計画作成まで実施して下さい。

また、年末の飲酒運転防止とタイヤ交換後の増し締めの徹底をパトロール時にお願いしましたが再度ご確認の上、よろしく願い申し上げます。

敬具

- ・別紙1 （令和2年11月分の巡回指導結果）
- ・別紙2 特定運転者に関する実施項目の該当表
- ・参考資料 巡回時に配布しているフローチャート

適正化事業・指導項目別調査結果（令和2年11月分）

	重点	注意	調査事項（＊印は「特別積合せ」のみの調査事項，☆印は霊柩事業者は除外する）	(否)割合 (%)	ワースト 順位
I. 事業計画等			1 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。	0	
			2 営業所に設置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。	10	
			3 自動車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	0	
			4 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。	0	
			5 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	0	
			6 届出事項に変更はないか（役員・社員・特定事業者に係る運送の需要者の名称変更等）。（本社巡回に限る。）	0	
			7 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為（白トラの利用等）はないか。	0	
			8 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。	0	
II. 帳票類の整備、報告等			1 事故記録が適正に記録され、保存されているか。	0	
			2 自動車事故報告書を提出しているか。	0	
			3 運転者台帳が適正に記入等され、保存されているか。	5	
			4 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。	0	
			5 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか（本社巡回に限る。）。	7.7	
III. 運行管理等	○		1 運行管理規程が定められているか。	0	
			2 運行管理者が選任され、届出されているか。	0	
			3 運行管理者に所定の講習を受けさせているか。	10	
			4 事業計画に従い、必要な運転者を確保しているか。	0	
	○	☆	5 過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割りが作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適正に管理されているか。	15	5位
			6 過積載による運送を行っていないか。	0	
	○	☆	7 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	20	4位
			8 乗務等の記録（運転日報）の作成・保存は適正か。	0	
	○	☆	9 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。	0	
			10 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	22.2	3位
			11 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	15	5位
			12 特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。	25	1位
			13 特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか。	25	1位
IV. 車両管理等	○	※	1 整備管理規程が定められているか。	0	
			2 整備管理者が選任され、届出されているか。	0	
			3 整備管理者に所定の講習を受けさせているか。	5	
			4 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。	5	
	○			5 定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、点検整備記録簿等が保存されているか。	5
V. 労基法等	○		1 就業規則が制定され、届出されているか。	0	
			2 3 6協定が締結され、届出されているか。	5	
			3 労働時間、休日労働について違法性はないか（運転時間を除く）。	0	
			4 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。	10	
VI. 法定福利			1 労災保険・雇用保険に加入しているか。	0	
			2 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。	0	
VII. 運輸安全マネジメント			1 運輸安全マネジメントの実施は適正か。	5	

特定運転者に関する実施項目の該当表

運転者の該当枠	【実施すべき事項】							事故惹起運転者 (特定診断Ⅰ又は 特定診断Ⅱ)
	健康診断	事故歴把握 (運転記録証明)	初任教育	適齢教育	事故惹起者教育	初任診断	適齢診断	
未経験で事業用自動車（緑ナンバー）を運転する者	●	●	●			●		
65歳以上で初めて事業用自動車に運転する者	●	●	●	●			●	
初めて事業用自動車に運転する方で、なおかつ事故歴がある者	●	●	●		●			●
過去3年以内に経験している者	●	●						
事故歴のある者	●	●			●			●
65歳以上の者	●	●		●				
65歳以上で事故歴のある者	●	●		●	●			●
65歳以上で初めて事業用自動車に運転する方で、なおかつ事故歴がある者	●	●	●	●	●			●

※前職で事業用トラック経験者は、3年以内に関して初任教育免除となります。

※医師による健康診断を受けた後、3ヶ月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の事項に相当する事項については、この限りではありません。

※前職で過去3年以内に初任診断を受けた記録のないものについては受診させて下さい。

雇入れる運転者がどこに当てはまるか確認してみてください。また、ご質問やお問合せもお気軽にどうぞ！

【お問合せ先】※教育記録簿のデータ送付も可能です。

秋田県貨物自動車運送適正化事業実施機関 土倉 史
 〒011-0904
 秋田市寺内蛭根1丁目15番20号(公社)秋田県トラック協会内
 TEL018-863-5331 FAX018-863-7354
 E-mail:akita-truck.ft@ata.or.jp

運転者の採用（安全規則第3条第1項）

自動車安全運転センターが交付する「運転記録証明書」等により過去3年以上の事故歴を確認する。

事故あり(※)

事故なし

適性診断

国土交通大臣が指定する機関で受診。
県内はNASVA
秋田支所にて受診

事故惹起者の
特定診断

乗務前に実施する。ただし、やむを得ない場合には、乗務を開始した後、1か月以内に実施する。

適齢診断
(65才以上)

65才に達した日以降の1年以内に1回と、その後、3年以内ごとに1回

初任診断
(過去3年間の受診状況)

受診なし
↓
受診する

受診あり
↓
受診なし

乗務前に実施する。ただし、やむを得ない場合には、乗務を開始した後、1か月以内に実施する。

指導・監督

国土交通省 告示
第1366号に
基づき実施する。

過去3年間に緑ナンバーの
ドライバー経験

経験なし
↓

経験あり
↓
指導・監督なし

＜事故惹起者(※)＞

乗務前に実施する。ただし、やむを得ない場合には、乗務を開始した後、1か月以内に実施する。

＜適齢者＞

適齢診断受診結果が届いた後1か月以内に実施する。

＜初任者＞

乗務前に実施する。ただし、やむを得ない場合には、乗務を開始した後、1か月以内に実施する。

事故惹起者の特別教育

- ① トラックの運行の安全の確保に関する法令等
 - ② 交通事故の実例の分析に基づく再発防止対策
 - ③ 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法
 - ④ 交通事故を防止するために留意すべき事項
 - ⑤ 危険の予測及び回避
 - ⑥ 安全運転の実技
- ①～⑤までについて合計6時間以上実施すること。

適齢者の特別教育
(65才以上の者に限る)

- 適齢診断の結果を踏まえ、
- ① 諸能力の状況を自覚させる
 - ② 加齢による心身機能低下等について実施すること。

初任者の特別教育
(過去3年間に緑ナンバーの運転経験なし)

初任者の特別教育
(過去3年間に緑ナンバーの運転経験なし)

- ◆一般的な指導及び監督の指針12項目について座学及び実車を用いて実施する【15時間以上】
 - ① トラックを運転する場合の心構え～
 - ② 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法
- ※積載方法、日常点検および車高等のトラックの構造上の特性に関しては実車を用いて指導
- ◆実際にトラックを運転させ、安全な運転方法を指導する【20時間以上】

適齢者の特別教育
(65才以上の者に限る)

初任者の特別教育
(過去3年間に緑ナンバーの運転経験なし)

保存期間：資料の添付を含み3年間とする

※ 事故惹起者とは

死者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令(注)第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者をいう。)を生じた交通事故を引き起こした運転者及び軽傷者(同条第4号に掲げる傷害を受けた者をいう。)を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前3年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者を事故惹起運転者という。

(注) 自動車損害賠償保障法施行令

第5条第2号 次の傷害を受けた者

- イ 脊柱の骨折で脊髄を損傷したと認められる症状を有するもの
- ロ 上腕又は前腕の骨折で合併症を有するもの
- ハ 大腿又は下腿の骨折
- ニ 内臓の破裂で腹膜炎を併発したもの
- ホ 14日以上病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のもの

第5条第3号 次の傷害(前号イからホまでに掲げる傷害を除く。)を受けた者

- イ 脊柱の骨折
- ロ 上腕又は前腕の骨折
- ハ 内臓の破裂
- ニ 病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のもの
- ホ 14日以上病院に入院することを要する傷害

第5条第4号 11日以上医師の治療を要する傷害(第2号イからホまで及び前号イからホまでに掲げる傷害を除く。)を受けた者